

1. 法改正の概要等

住宅性能表示制度との一体申請（品確法第6条の2関係）

【令和4年2月20日施行】

（改正前）

- 長期優良住宅認定制度と住宅性能表示制度の両者を利用する場合はそれぞれ申請・審査が必要。
また、認定にあたり、登録住宅性能評価機関による任意の技術的審査を活用。

（改正後）

- 登録住宅性能評価機関に、住宅性能評価の申請に併せて長期使用構造等の確認の申請が可能。
長期使用構造等である旨の確認結果が添付された長期優良住宅建築等計画については、長期使用構造等に係る基準に適合しているものとみなすこととし、審査を省略。

